平成２８年（フ）第８０号
栃木県下都賀郡野木町大字丸林603番地27　ペアシティ野木Ａ－101号、従前の住所茨城県結城市大字小田林2146番地７
破産者　鈴木　次男
１　決定年月日　平成29年１月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２８年（フ）第３０１号
埼玉県越谷市レイクタウン１丁目36番地10　パークサイドメゾン204
破産者　佐々木廣一
１　決定年月日　平成29年１月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第４６１号
福島県郡山市神明町13番20号　太伸ビル201号、旧住所埼玉県越谷市南越谷５丁目20番地９　駒崎マンション２　103
破産者　蜂谷　　武
１　決定年月日　平成29年１月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第４８８号
埼玉県草加市金明町60番地　稔ハイツ103号
破産者　山田　次郎
１　決定年月日　平成29年１月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第５０９号
埼玉県春日部市南４丁目６番16号　フラッツ南103号、旧住所埼玉県越谷市千間台西１丁目69番地６　ＦＩＳ越谷
破産者　三石　洸太
１　決定年月日　平成29年１月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第５１０号
埼玉県越谷市花田１丁目30番地10　ジュネパレス越谷第48―201号
破産者　蛯谷　峰治
１　決定年月日　平成29年１月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第２６３号
山梨県南アルプス市寺部16番地２
破産者　佐藤　恵三
１　決定年月日　平成29年１月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第３１９号
静岡県田方郡函南町間宮831番地の12　コーポアライＡ205
破産者　早房　久之
１　決定年月日　平成29年１月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２８年（フ）第３２０号
静岡県伊東市宇佐美1733番地の１、前住所静岡県伊東市宇佐美1866番地の１
破産者　竹内　信行
１　決定年月日　平成29年１月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２８年（フ）第３２８号
静岡県沼津市西間門180番地の１　セジュール風門Ｃ201、前住所静岡県沼津市末広町123番地　プレステージ末広1003号室
破産者　鈴木　　誠
１　決定年月日　平成29年１月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２８年（フ）第６５５号
広島市佐伯区八幡東２丁目20番13―301号
破産者　眞鍋　　司
１　決定年月日　平成29年１月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第９０８号
福岡市西区生の松原１丁目４番22―８号、申立時の住所福岡市西区愛宕１丁目26番４号
破産者　横山由美子
１　決定年月日　平成29年１月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１５２４号
福岡市東区二又瀬８番１号
破産者　河崎　和子
１　決定年月日　平成29年１月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１６０１号
福岡県太宰府市五条１丁目16―12　メルヴェーユ五条101号、住民票上の住所福岡県宗像市ひかりヶ丘５丁目12番地６
破産者　平井　　聡
１　決定年月日　平成29年１月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１６５２号
福岡市西区下山門団地16番302号
破産者　塚本　民雄
１　決定年月日　平成29年１月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第２１号
大分県豊後大野市三重町秋葉585番地１
破産者　工藤　広敏
１　決定年月日　平成29年１月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所竹田支部

平成２８年（フ）第５９５号
仙台市宮城野区岩切字鴻巣176番地の７　レオパレス21サンハイム岩切Ⅱ―106、従前の住所仙台市宮城野区岩切字東河原66番地の９　グリーンキャピタル岩切412
破産者　佐藤　康範
１　決定年月日　平成29年１月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第２０５９号
横浜市港南区丸山台２丁目11番５号
破産者　平山　徳弘
１　決定年月日　平成29年１月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部